

第 1 章 事業者の氏名及び住所

第1章 事業者の氏名及び住所

1.1 事業者の氏名及び住所

氏 名：国土交通省関東地方整備局

代表者の氏名：関東地方整備局長 土井 弘次

主たる事務所の所在地：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

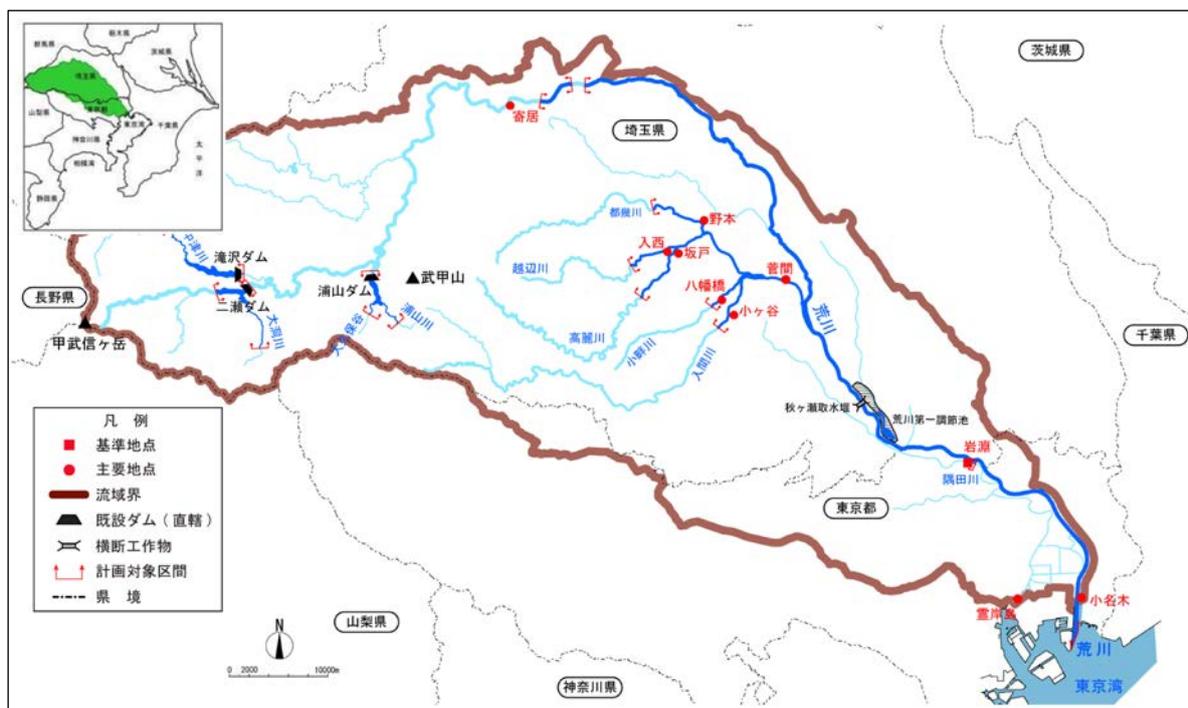
2.1 対象事業の名称

- ・名称：荒川第二・三調節池事業
- ・種類：調節池の設置

2.2 対象事業の目的

2.2.1 荒川流域の諸元

荒川はその源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳（標高 2,475m）に発し、源流で大洞川、中津川、赤平川等を合わせ、秩父盆地を北流して長瀬溪谷を流れた後、埼玉県大里郡寄居町において南東に流向を変え関東平野に入り、武蔵野台地の北西端から埼玉県中央部の平野を流下し、途中市野川、入間川等の支川を合わせて、東京都区部と埼玉県の低地を流れ、東京都北区志茂において隅田川を分派し東京湾に注ぐ、幹川流路延長 173km、流域面積 2,940km²の一級河川である。



出典：「荒川水系河川整備計画（変更）」（令和2年9月）

図 2.2-1 荒川流域

2.2.2 土地利用と人口

流域の地形は、北西側に秩父山地が存在し、南東側は関東平野に連なる低平地になっており、土地利用は、森林が約 43%、市街地が約 32%、畑が約 8%、田が約 6%、河川湖沼が約 4%等となっている。

流域は東京都と埼玉県にまたがり、流域内の人口は日本の人口の約 8%にあたる約 1,020 万人であり、その多くは沖積低地、台地、丘陵に集中している。荒川の流域内人口の割合は、埼玉県が約 44%、東京都が約 56%であり、埼玉県では県内人口の約 62%が荒川流域内に居住している。また、東京都内の沿川の人口密度は約 14,400 人/km²であり、全国の一級水系

の中で最も高くなっている。

流域内には人口・資産が集積しており、大規模な浸水時には、自然排水が困難なゼロメートル地帯では、被害の規模はもちろんのこと、浸水の長期化が懸念され、地下鉄への浸水等、首都圏交通網の麻痺、電気、ガス、通信等の途絶により市民生活へ甚大な被害が及ぶことが懸念される。また、首都東京に集中する行政機関・企業等への影響も考えられ、日本全体に与える影響は甚大である。

2.2.3 洪水調節施設の整備の経緯と調節池の役割

荒川に係る洪水調節施設については、上流部では二瀬ダム（1961年完成）、浦山ダム（1999年完成）、滝沢ダム（2011年完成）の3ダムが完成しており、中流部では荒川第一調節池（2004年完成）の整備が完了しているが、洪水調節容量が不足している。

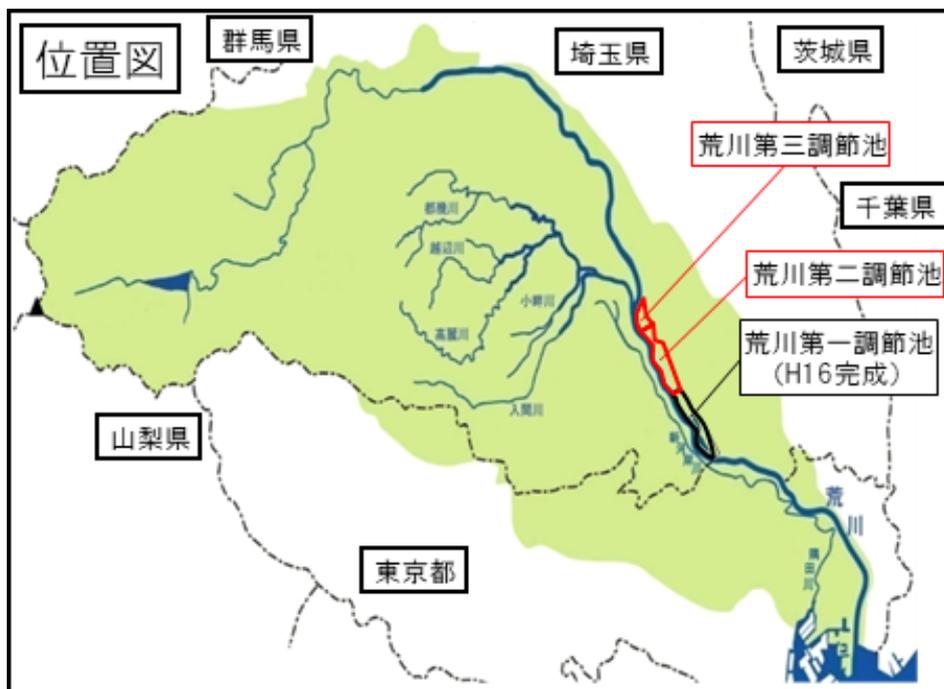
中流部では、広大な高水敷に横堤が築造され遊水機能を有しているが、より効果的にピーク流量を低減させ下流への負荷を低減するため、詳細な調査及び検討を行いつつ関係機関と調整の上、荒川第二調節池及び荒川第三調節池の調節池群の整備を行う。

2.3 対象事業の実施区域

対象事業の位置は表 2.3-1 及び図 2.3-1 に、事業実施区域は図 2.3-2 に示すとおりである。

表 2.3-1 計画地の所在地等

施設名	施行の場所	
荒川第二・三調節池	埼玉県さいたま市、川越市、上尾市	荒川左岸 37.2k～48.0k 付近



出典：「荒川第二・三調節池事業概要」（荒川調節池工事事務所パンフレット）

図 2.3-1 対象事業の位置

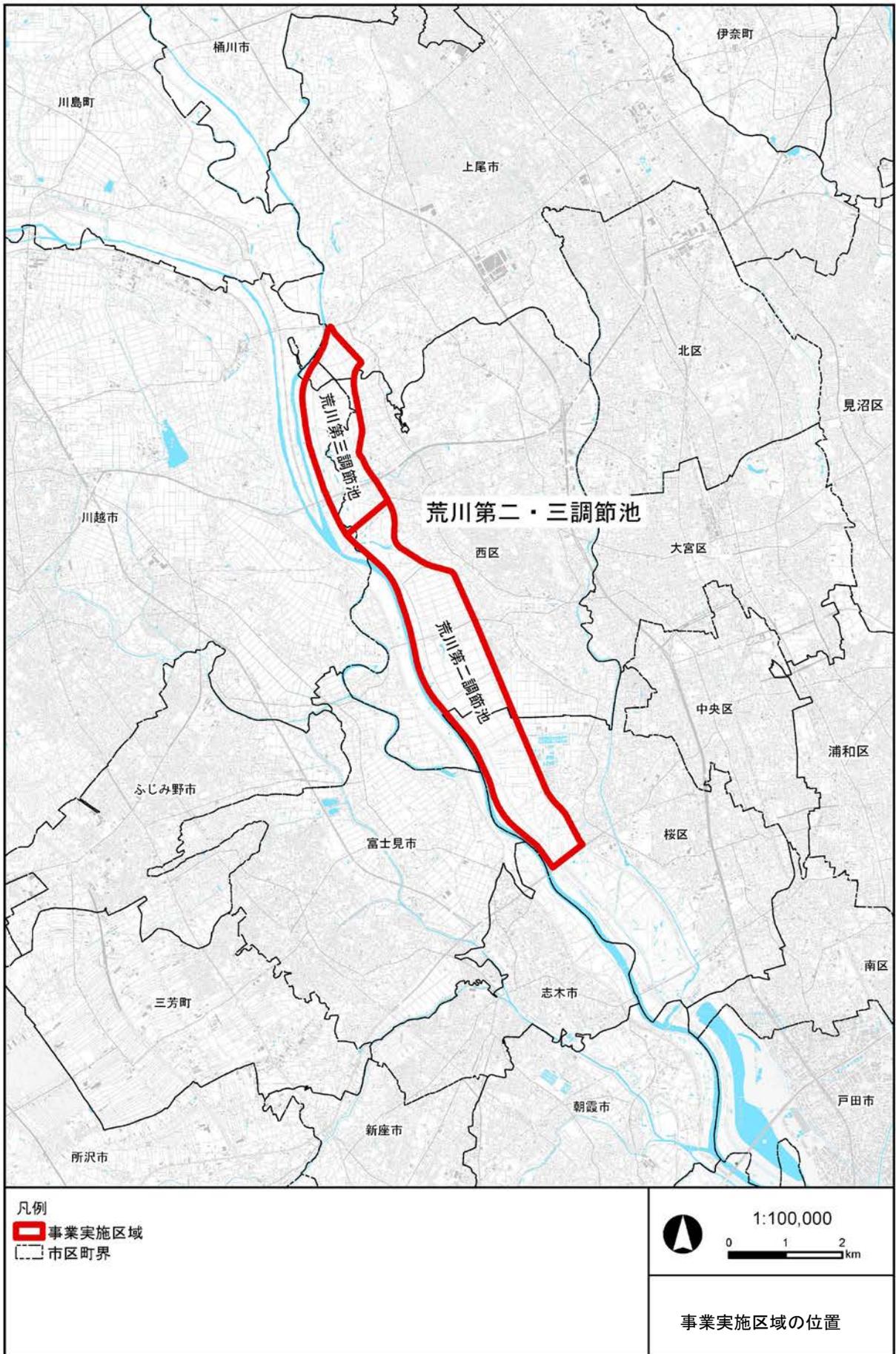


図 2.3-2 事業実施区域の位置

2.4 対象事業の規模

本事業の規模は、表 2.4-1 に示すとおりである。

表 2.4-1 対象事業の規模

施設名	調節池内面積	洪水調節容量	機能の概要
荒川第二・三調節池	約 760 ha ※1	約 5,100 万 m ³	洪水調節

※1 このほか、事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地を確保

2.5 対象事業の実施期間

本事業は 2021 年度に工事開始を想定し、2031 年度に供用開始を予定している。

2.6 対象事業の実施方法

2.6.1 対象事業の内容

調節池の整備により洪水の一部を調節池に流入させ、荒川本川の下流へ流下する流量を調節するものである。

荒川左岸の河岸寄りに囲繞堤と、前後区間の囲繞堤よりも一段低くなった越流堤を新たに設置し、大きな洪水時のみ高水敷に水が流れ込むようにする。

調節池の下流側には、一時貯留した水を荒川本川に戻すための排水門を設置し、荒川の水位の低下に伴い速やかに池内の水を荒川本川に排水する。

その他、池内水路等の施設を設けるための部分的な掘削等を行う。

2.6.2 平面計画

対象事業の計画平面図は図 2.6-1 に、囲繞堤の基本断面図は図 2.6-2 に示すとおりである。

本事業は、設置する堤防等の施設のほとんどが現在ゴルフ場として利用されている場所に位置しており、耕作地や自然地等を中心とした動植物の生息・生育・繁殖環境への直接の影響を最大限に回避した計画とした。

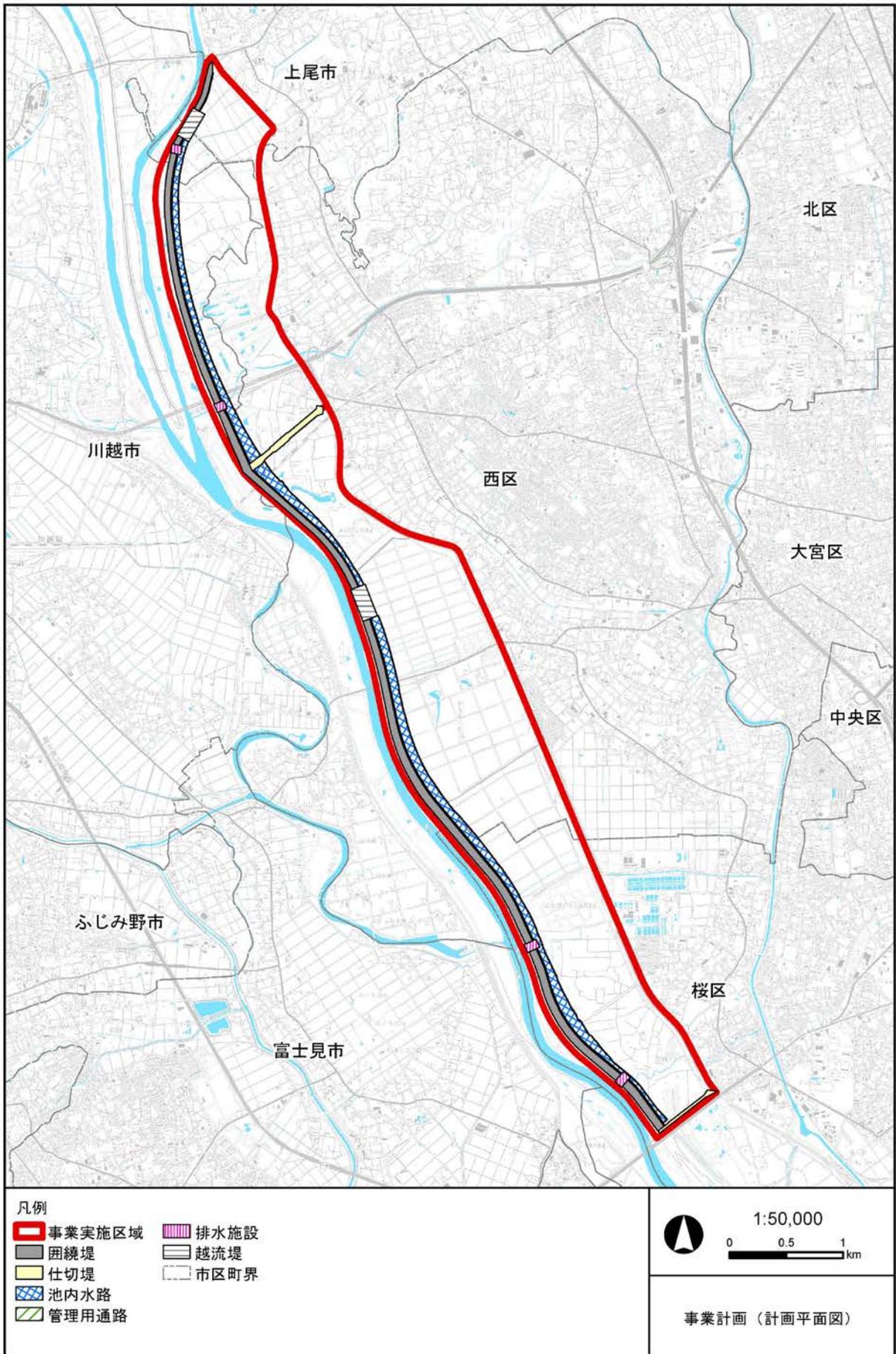


図 2.6-1 事業計画（計画平面図）

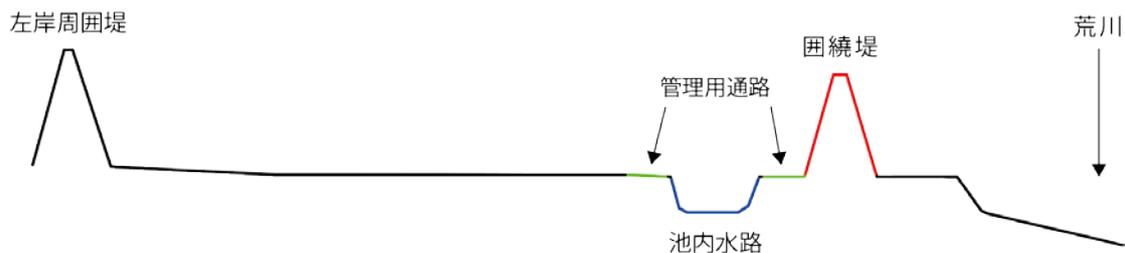


図 2.6-2 事業計画（囲繞堤の基本断面の概要図）

2.6.3 運用計画

対象事業における洪水時の運用計画は図 2.6-3 に示すとおりである。

洪水初期には河川水位の上昇に伴い、囲繞堤の一部に一段低く設けた越流堤から調節池内に洪水が取り込まれ、一時貯留を行う。

本川の洪水ピーク後、河川水位の下降に合わせて調節池内の水位も下降し、その後、排水門を開けて、調節池内に貯留された水を放流する計画である。

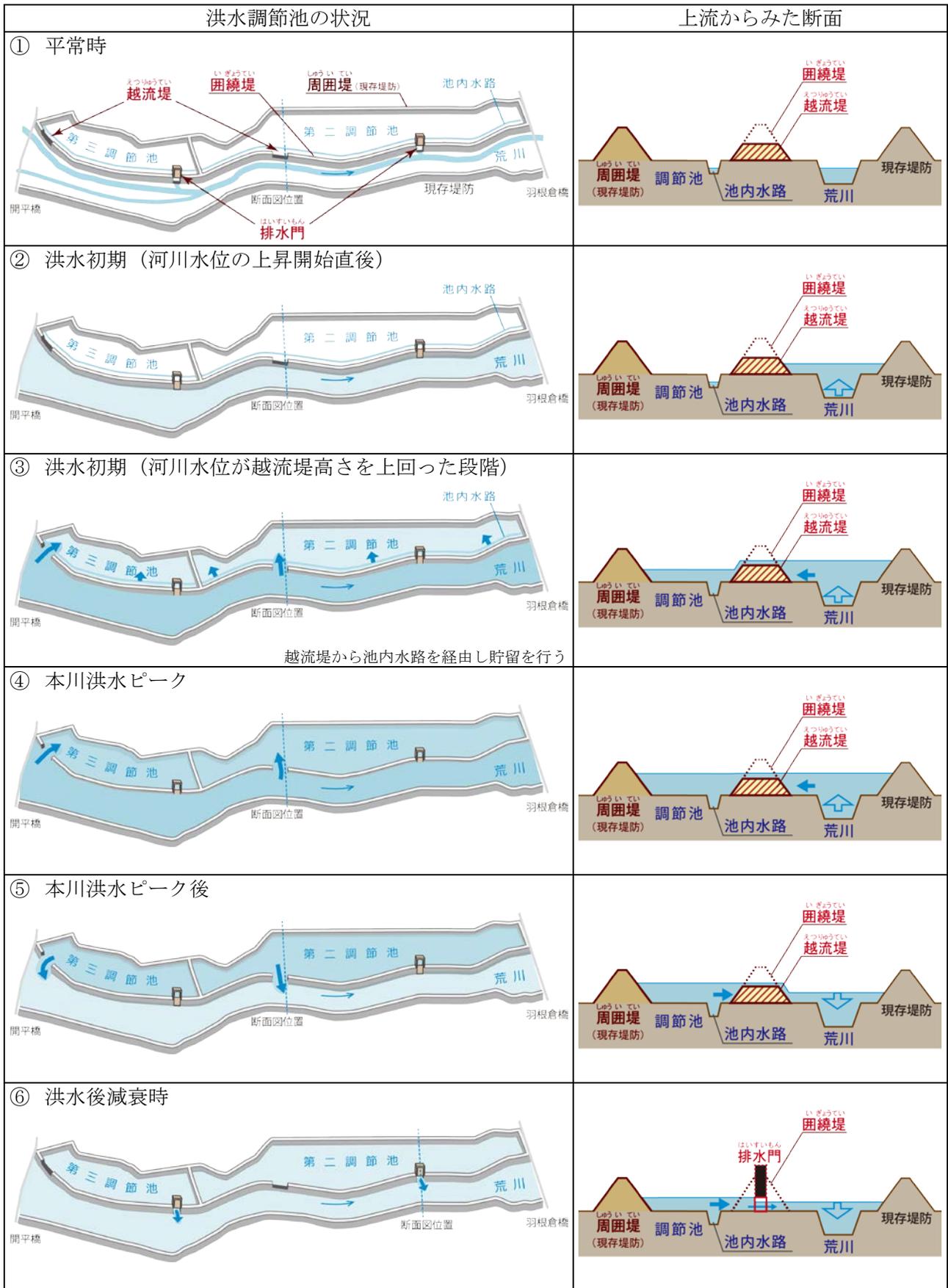


図 2.6-3 洪水調節の計画 (洪水時の参考例)

2.7 工事計画

2.7.1 工事工程

本事業の工事期間は表 2.7-1 に示すとおりであり、約 10 年間で予定している。

表 2.7-1 概略工事計画

地区	主な整備内容	1年目	10年目
第一調節池	管理用通路等	■	
	囲繞堤	■	
	仕切堤 (第一・二調節池間)	■	
	構造物 (越流堤等)	■	
	構造物 (排水施設等)	■	
	池内水路	■	
	付帯施設	■	
第三調節池	管理用通路等	■	
	囲繞堤	■	
	仕切堤 (第二・三調節池間)	■	
	構造物 (越流堤等)	■	
	構造物 (排水施設等)	■	
	池内水路	■	
	付帯施設	■	

2.7.2 工事の概要

本事業では、囲繞堤及び仕切堤等の築堤工事、池内水路の掘削工事等を行う。なお、工事の施工に際しては、表土を仮置きし、表土保全を図るとともに、盛り土等における客土は極力地域内の表土を利用する計画とした。

(1) 築堤工事

囲繞堤の築堤により、調節池と本川を分離するとともに、囲繞堤の一部を低くして、洪水を河道から調節池に越流させる越流堤を設ける。また、第一調節池、第二調節池、第三調節池を区切るための仕切堤を設ける。この他、水位低下後に本川に排水する排水門を設ける。

使用する主な建設機械は、ブルドーザー、タイヤローラ等である。

(2) 掘削工事

調節池内の一部の範囲において、池内水路の掘削工事等を行う。

使用する主な建設機械は、バックホウ、ダンプトラック等である。

2.7.3 資材運搬等の車両の走行ルート

資材運搬等の車両の走行を予定しているルートは、図 2.7-1 に示すとおりである。

事業実施区域と区域外との土砂運搬は、第二調節池南側の出入り口から秋ヶ瀬ストックヤードへの往復を基本とする。

なお、土砂以外の資材運搬等の車両（コンクリート等）の出入りは、羽根倉橋東交差点から国道 463 号、県道 57 号への接続を予定している。

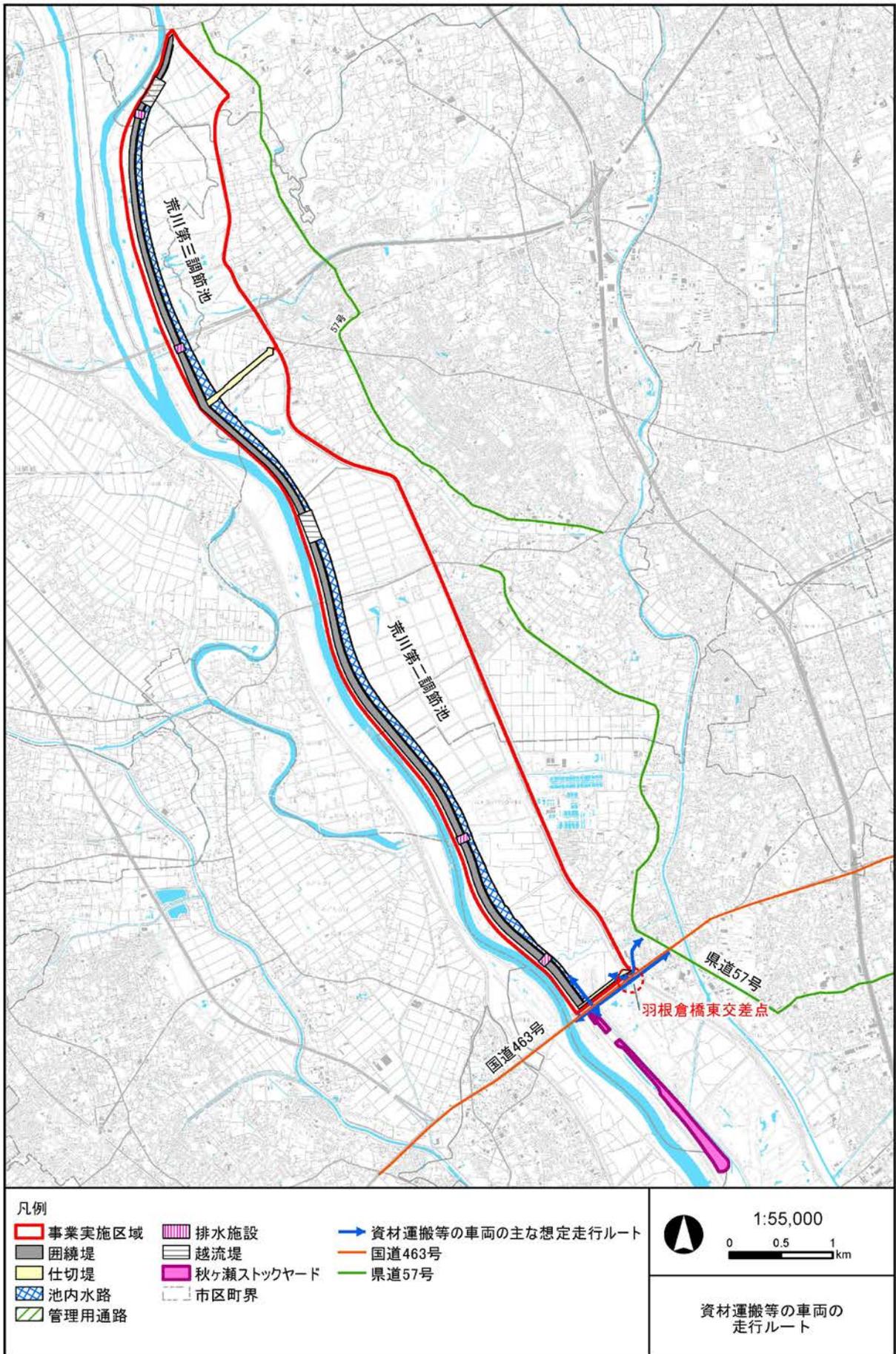


図 2.7-1 資材運搬等の車両の走行ルート